

(別紙)

## 中国向け輸出活水産物の取扱要領

### 1. 目的

本要領は、我が国から中国に輸出される食用の活水産物の証明書の発行について、証明書発行機関の責務、関係事業者が遵守すべき要件、証明書発行の手続等を定めるものである。

### 2. 定義

本要領において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

- (1) 中国向け輸出活水産物：我が国から中国（香港及びマカオを除く。）に輸出される食用の活きている水産物（ただし、観賞魚及びえさ用水産物を除く。）
- (2) 輸出者：中国向け輸出活水産物を輸出しようとする者
- (3) 証明書：中国向け輸出活水産物のための輸出証明書
- (4) 加工流通課：水産庁漁政部加工流通課
- (5) 畜水産安全管理課：農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
- (6) 証明書発行機関：証明書を発行する機関として中国に登録された加工流通課又は都道府県
- (7) 検査機関：都道府県又は目視検査を行う機関として別添1の手続に従い証明書発行機関により認定された機関

### 3. 証明書の発行対象

証明書の発行対象となる水産物は中国向け輸出活水産物とする。

### 4. 証明書発行機関の登録手続

- (1) 都道府県は、証明書発行機関として登録手続を行うに当たり、証明書発行機関名（日本語及び英語）、所在地（日本語及び英語）及び印章を別紙様式1により、加工流通課長宛てに申請をすること。なお、印章については、各発行機関につき1つとする。
- (2) 都道府県は、申請事項に変更が生じた場合は、変更の都度速やかに、別紙様式2により、加工流通課長宛てに登録事項の変更を申請する。
- (3) 加工流通課は、都道府県から証明書発行機関名、所在地及び印章の登録の申請を受理した後、中国政府に当該証明書発行機関名、所在地及び印章の登録を要請する。
- (4) 加工流通課は、中国政府から登録完了の報告を受けた後、証明書発行機関名及び所在地を水産庁のホームページ上で公表する。なお、当該リストを公表した時点をもって、登録手続の完了とする。

## 5. 輸出手続の概要

輸出者は、6の(1)に掲げる書類を添付し、証明書発行機関宛てに証明書の発行申請を行うことができる。証明書発行機関は、当該申請が6の(2)の証明書の発行要件に適合する場合は、輸出者に対して証明書を発行する。

## 6. 証明書の発行手続

### (1) 証明書の発行申請

輸出者は、中国向け輸出活水産物の輸出ごとに、別紙様式3(日本語及び英語)及び別紙様式5(Iに英語で記入)に次の書類を添付して、証明書発行機関長宛て申請を行う。なお、電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム(以下「NACCS」という。)による申請を行う場合にあつては、別添4によるものとする。

- ① 別紙様式3の記載内容が確認できる書類(インボイスの写し、パッキングリストの写し、販売証明書等)
- ② 別添2の2に掲げる検査基準を満たしていることを確認できる検査結果の写し
- ③ 検査機関又は別添3に示す運用に基づく品質確認者が実施した目視検査実施報告書(別紙様式7)
- ④ 漁業法(昭和24年法律第267号)第10条に基づく免許の写し(生産方法が養殖であり、証明書発行機関が加工流通課の場合に限る。)

なお、コンテナ番号及びシール番号については、申請時までには判明しない場合は空欄の状態でも提出可能であるが、証明書発行日までには、証明書発行機関宛てに別紙様式4により届け出ること。

また、予定していた輸出が中止になり証明書が不要となった場合には、輸出者は、別紙様式6により取消願を提出する。

既に輸出者が証明書を受領していたときには、速やかに取消願とともに証明書を証明書発行機関に対して返却すること。なお、中止された輸出に関する証明書の返却が確認されるまで、証明書発行機関は当該輸出者に対して新たな証明書を発行しないものとする。

### (2) 証明書の発行要件

証明書発行機関は、中国向け輸出活水産物が次に掲げる要件すべてを満たすときは、申請者に対し、証明書の発行を行う。

- ① 検査機関が別添2の1に従い、目視検査を行い、目視検査基準を満たしているものであること。ただし、別添3に示す運用に基づく手続を実施している場合、別紙様式7を提出することにより、検査機関による輸出の都度の目視検査を省略することができる。
- ② 関税法(昭和29年法律第61号)第2条第1項第4号に規定する「内国貨物」であること。

- ③ 別紙様式3と添付書類の記載内容が合致していること。
- ④ 6の(1)の②に示す検査結果が別添2の2に掲げる検査基準を満たしていること。
- ⑤ 中国政府が輸入を認めている品目であること。
- ⑥ 養殖で生産された場合には、次に掲げる養殖場において生産されていること。
  - ア 漁業法第10条に基づき免許を受けた養殖場（ただし、陸上養殖のように、漁業法第6条第4項に定める「区画漁業」に該当しない養殖業の養殖場は除く。）
  - イ 持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）に即して特定疾病等に感染した場合の報告及びまん延防止措置を適切に講じると認められる養殖場

### (3) 証明書の発行

証明書発行機関は、6の(2)に適合すると判断した場合は、輸出者から提出のあった別紙様式5の証明書に必要事項を英語で記入の上、担当者が署名し、印章を押印した後に、原本を輸出者に速やかに発行するとともに、その写しを3年間保存する。

なお、「Reference No」については、証明書発行機関において独自に管理するものとする。

### (4) 目視検査の強化

別添3に示す運用に基づく手続を実施している場合に、中国政府から同国内の動物衛生に関する法令に違反した旨の連絡を受けるなど、中国向け輸出活水産物に問題が発生した際は、証明書発行機関は、検査機関による輸出の都度の目視検査により、別添2に掲げる目視検査基準を満たしていることを確認するものとする。

ただし、問題点の原因究明及び改善措置について、検査機関を通じて畜水産安全管理課及び加工流通課宛てに報告し、問題点が改善されたと判断された場合にあっては、畜水産安全管理課及び加工流通課の指示により、目視検査の強化を解除することができる。

### (5) 衛生管理等の確認

証明書発行機関は、輸出者に対し、中国向け輸出活水産物の衛生管理が適切に行われていること、別紙様式3の2の(7)の要件を満たしていること等について、必要に応じ、現地確認を行うものとする。

また、中国政府から同国内の食品衛生等に関する法令に違反した旨の連絡を受けるなど、中国向け輸出活水産物に問題が発生した場合、加工流通課は必要に応じ、証明書発行機関等に調査協力を求めるとともに、養殖場の調査、輸出者への指導等を行う。輸出者は、中国向け輸出活水産物の

輸送、保管等について責任を負うものとし、加工流通課及び証明書発行機関等の調査等に対して協力するものとする。

(6) 証明書発行の停止

証明書発行機関は、次のいずれかの場合に該当するときは、加工流通課及び畜水産安全管理課と協議の上、当該輸出者に対する証明書の発行を停止することができる。

- ① 提出書類の記載内容が虚偽若しくは不実であると認められる場合又はその疑いがある場合
- ② 過去に交付を受けた証明書の不正使用が判明している輸出者からの申請であって、当該輸出者に証明書を交付した際に証明書の適正使用が確保されないと判断される場合
- ③ その他相当の理由があると認められる場合

(7) 証明書発行実績の報告

証明書発行機関は、加工流通課の指示に従い、前年度の証明書発行件数等について、加工流通課宛てに報告を行う。

7. その他

(1) 輸出者による自主的な管理

輸出者は、中国の規則及び条件について自ら情報収集を行うこと等により、中国向け輸出活水産物に関する自主的な管理に努めるものとする。

(2) 申請の審査に係る調査

証明書発行機関は、申請書類の審査に当たり、必要に応じ、輸出者に対して6の(1)に掲げる書類以外の資料の提出を求めること等により、中国向け輸出活水産物が6の(2)の要件を満たすかどうかについて調査するものとする。